

滋賀県における産業廃棄物の処理状況および
産業廃棄物税条例について

平成15年5月

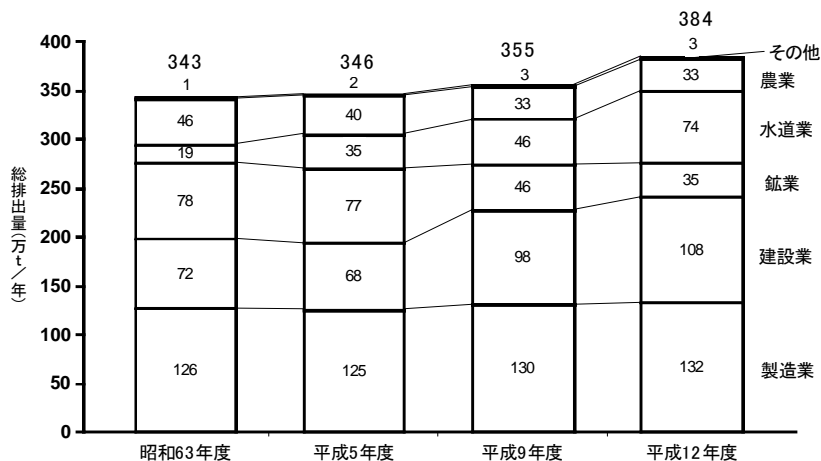
滋 賀 県

1. 産業廃棄物の総排出量

平成12年度における産業廃棄物の総排出量は384万トンとなっており、製造業が132万トンで最も多く、次いで、建設業が108万トン、以下、水道業（下水道業を含む）が74万トン、鉱業が35万トン、農業が33万トンとなっています。昭和63年以降の推移をみると、製造業及び農業は横ばい、水道業及び建設業は増加、鉱業は減少となっています。

平成12年度の総排出量を種類別にみると、汚泥が215万トン（56%）で最も多く、次いで、がれき類が84万トン（22%）、以下、家畜ふん尿が33万トン（9%）、廃プラスチック類が11万トン（3%）となっています。

図1 産業廃棄物総排出量の推移



なお、汚泥については排出事業所内での脱水により大幅に減量化されます。汚泥を脱水後の汚泥量でみると55万トンとなり、この見方によると、がれき類が最も多く排出される産業廃棄物となり、建設業が最も多量な排出業種となります。

表1 産業廃棄物の業種別・種類別の総排出量（平成12年度）

	(単位: 千t/年)						
	合計	農業	鉱業	建設業	製造業	水道業	その他
燃え殻	3 (0%)	0	0	0	3	0	0
汚泥	2,149 (56%) <548>	0 <0>	346 <127>	148 <130>	917 <212>	736 <77>	2 <2>
廃油	48 (1%)	0	0	0	43	0	5
廃酸	47 (1%)	0	0	0	46	0	1
廃アルカリ	35 (1%)	0	0	0	27	0	8
廃プラスチック類	108 (3%)	1	0	22	79	0	6
紙くず	20 (1%)	0	0	2	18	0	0
木くず	52 (1%)	0	0	48	4	0	0
繊維くず	2 (0%)	0	0	0	1	0	0
動植物性残さ	44 (1%)	0	0	0	44	0	0
ゴムくず	1 (0%)	0	0	0	1	0	0
金属くず	70 (2%)	0	0	13	53	0	3
ガラス陶磁器くず	64 (2%)	0	0	23	40	0	1
鉱さい	32 (1%)	0	0	0	32	0	0
がれき類	835 (22%)	0	0	828	6	0	1
ばいじん	7 (0%)	0	0	0	7	0	0
家畜ふん尿	326 (8%)	326	0	0	0	0	0
家畜の死体	0 (0%)	0	0	0	0	0	0
その他の産業廃棄物	3 (0%)	0	0	0	1	0	2
合計	3,844 (100%) <2,243>	327 <327>	346 <127>	1,084 <1,066>	1,322 <617>	736 <77>	29 <28>

注) 表中の< >内の数値は、汚泥を事業所内での脱水後の汚泥量で捉えたもの。

2. 産業廃棄物の処理量

産業廃棄物の処理状況を見ると、総排出量384万トンのうち、95.6%に当たる368万トンが排出事業者または産業廃棄物処理業者による脱水、焼却、破碎等の中間処理により189万トン（49.3%）が減量化されています。

中間処理後の再生利用量（156万トン）と排出事業者等での直接再生利用（10万トン）を合わせた再生利用量は、総排出量の43.3%に当たる166万トンとなっています。

直接最終処分量（7万トン）と中間処理後の最終処分量（22万トン）を合わせた最終処分量は29万トンで、総排出量の7.4%となっています。

平成5年度からの処理の傾向として、中間処理による減量化量が増加し、最終処分量が減少しています。

産業廃棄物の種類別の処理率は、図3のとおりです。

図2 産業廃棄物の処理の流れ（平成12年度）

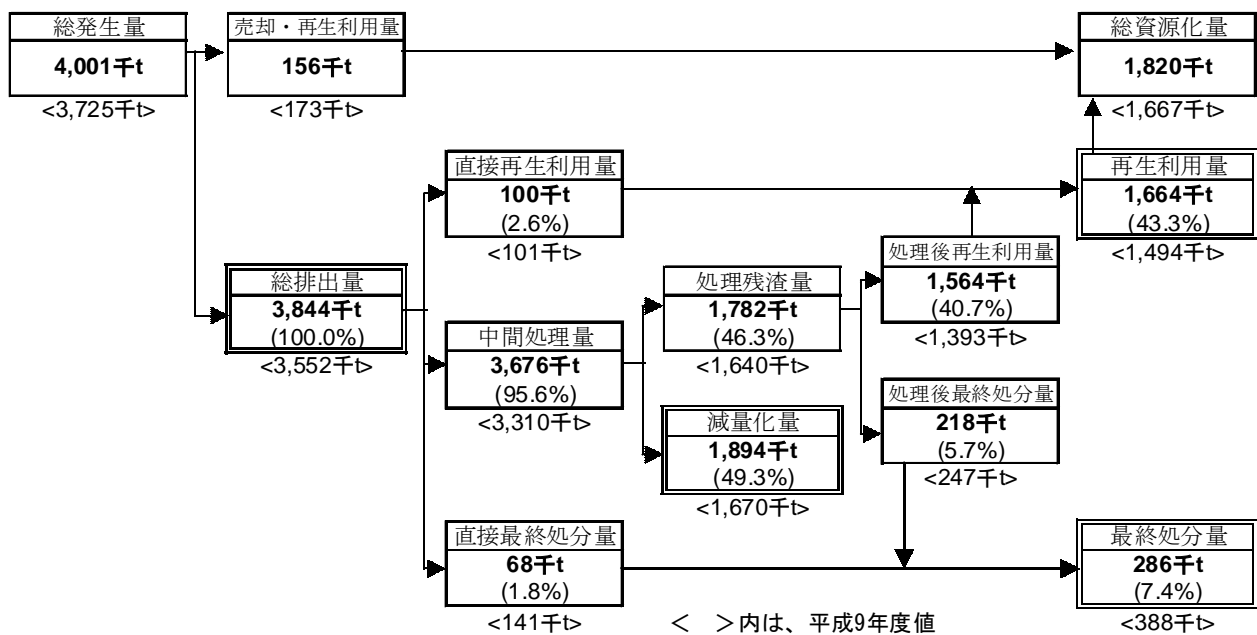


表2 産業廃棄物処理量の推移

	排出量(万t/年)			増減%(対H5比)	
	平成5年度	平成9年度	平成12年度	平成9年度	平成12年度
総排出量	346.3	355.2	384.4	2.6	11.0
減量化量	133.9	167.0	189.4	24.7	41.4
再生利用量	155.7	149.4	166.4	▲ 4.0	6.9
最終処分量	56.7	38.8	28.6	▲ 31.6	▲ 49.6

図3 産業廃棄物の種類別の処理率（平成12年度）

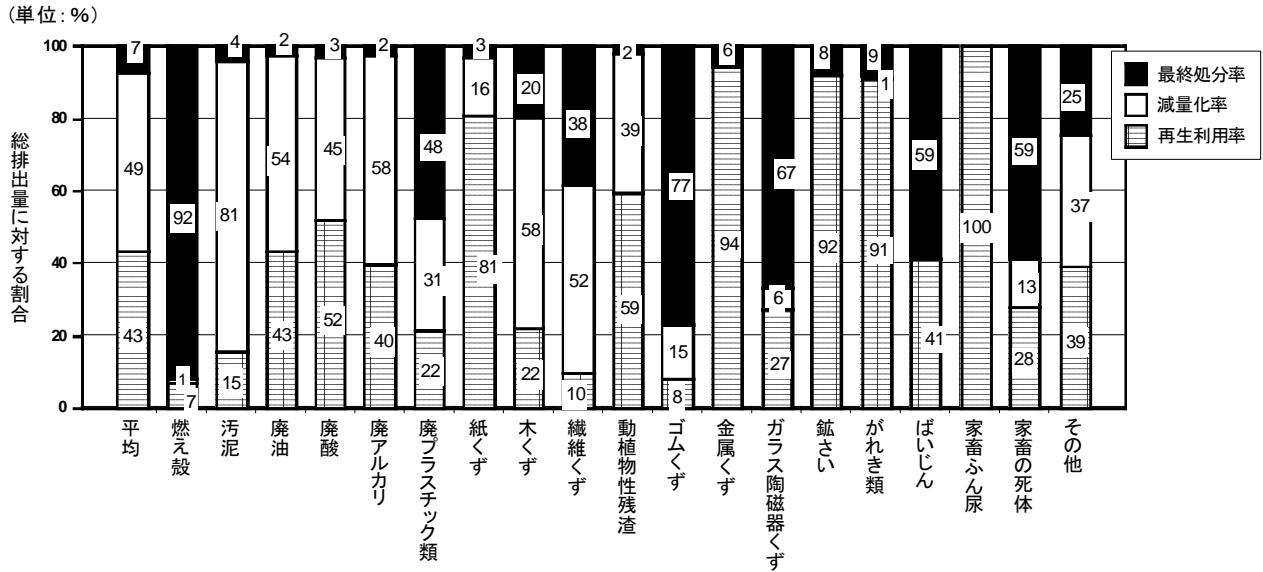
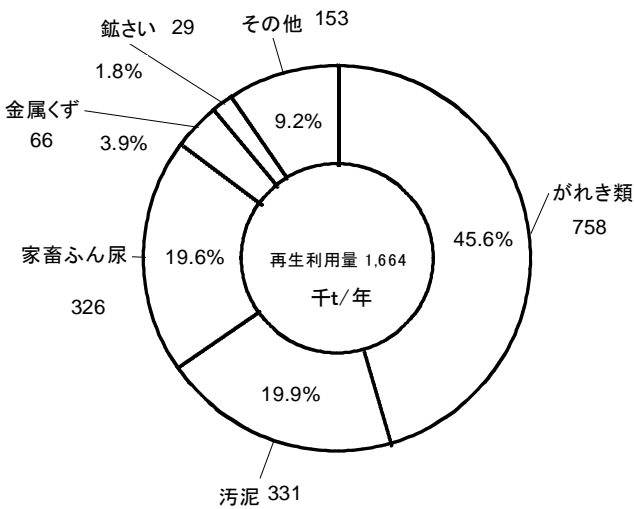


図4 産業廃棄物の再生利用の種類別構成比



再生利用量を産業廃棄物の種類別にみると、がれき類が全体の45.6%を占め最も多く、以下、汚泥が19.9%、家畜ふん尿が19.6%等となっています。

平成14年5月30日までに建設リサイクル法が完全施行され、コンクリート殻、アスファルト殻（以上「がれき類」）および木くずの再生利用等が義務づけとなりますが、図3から、がれき類は排出量の91%が既に再生利用に回っており、木くずは22%にとどまっていることが解ります。

焼却処理された産業廃棄物の処理形態別の推定量については表3のとおりで、一部県外での焼却処理がなされています。

表3 産業廃棄物の焼却処理量の推定（単位；千t/年）

排出事業者		委託処理			
処分目的	再生利用目的	県内		県外	
		処分目的	再生利用目的	処分目的	再生利用目的
5 6	4 3	6 3	1 4	1 3	3 4
計 9 9		計 1 2 4			
合計 2 2 3					

産業廃棄物の最終処分量29万トンについて、廃棄物の種類別（処分時の種類）にみると、汚泥が7.5万トン（26%）で最も多く、次いで、がれき類が7.1万トン（25%）、廃プラスチック類が4.9万トン（17%）となっています。

図5 最終処分量の種類別構成比

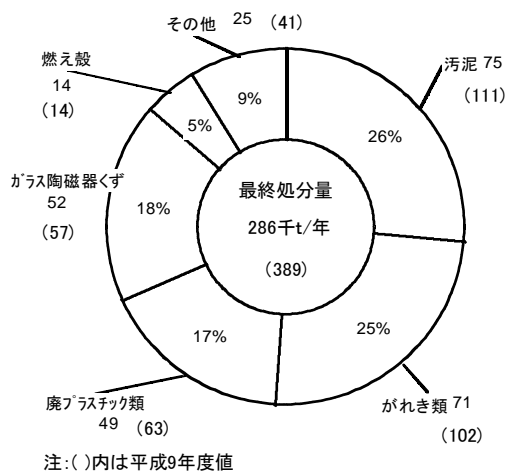
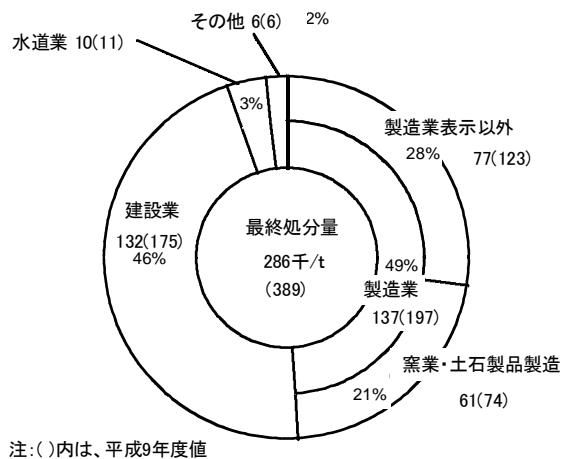


図6 最終処分量の業種別構成比



注) 図中の「製造業表示以外」とは、製造業のうち、窯業・土石製造以外の製造業の最終処分量。

また、産業廃棄物の種類別の最終処分の状況は、表4のとおりです。

このうち、管理型産業廃棄物は約11万トン、安定型産業廃棄物は約17万トンとなっています。

この状況より、最終処分量の一部が県外での処分に依存していることや、可燃物が未燃のまま処分されていることが推測されます。

表4 産業廃棄物の種類別の最終処分の状況

(単位: 千t/年)	合計	燃え殻	有機性汚泥	無機性汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他
自社処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託最終処分量	143	5	15	44	23	0	3	0	1	0	1	27	2	16	3	1
県内	102	3	12	27	15	0	3	0	0	0	1	22	0	16	0	1
県外	41	3	2	17	8	0	0	0	1	0	0	5	2	0	3	0
委託中間処理量後の最終処分量(県内外)	142	9	2	14	26	0	4	0	0	0	3	25	0	55	0	4
計	286	14	17	58	49	0	8	1	1	1	4	52	2	71	3	5

3. 不法投棄の状況

県内での、産業廃棄物の不法投棄件数（10 t 以上投棄されたもの）については表 5 のとおりです。

産業廃棄物の不法投棄や不適正処理は、住民の産業廃棄物処理に対する不信感や不安につながり、ひいては本県の産業の健全な発展に不可欠な最終処分場等の廃棄物処理施設の確保をも困難にしています。

件数	平成 8 年	平成 9 年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
投棄件数	3 8	2 6	6 6	2 8	2 4
投棄量(t)	26,035	8,083	34,345	2,000	3,060

4. 産業廃棄物処理業の状況

平成12年3月末現在における産業廃棄物処理業者の許可件数は1,346件となっています。許可件数は、平成 9 年度と比較し、増加しています。

表 6 産業廃棄物処理業者の許可件数（平成12年3月末現在）

	産業廃棄物処理業者数		
収集運搬のみ	1,228	91%	(937)
中間処理のみ	16	1%	(11)
最終処分のみ	4	0%	(7)
収集運搬＋中間処理	83	6%	(73)
収集運搬＋最終処分	5	0%	(6)
中間処理＋最終処分	3	0%	(3)
収集運搬＋中間処理＋最終処分	7	1%	(11)
計	1,346	100%	(1,048)

注：（ ）内は、平成 9 年度値。

5. 最終処分場の設置状況

平成13年3月末現在で運営している産業廃棄物の最終処分場は、全体で25施設となっており、このうち安定型処分場が22施設、管理型処分場が 3 施設となっています。残余容量は、これらの施設の残余容量は全体で89万 m³となっており、このうち安定型処分場が74万 m³、管理型処分場が15万 m³となっており、管理型処分場が逼迫している状態です。

表 7 産業廃棄物の最終処分場の整備状況（平成13年3月末現在運営しているもの）

	管理型		安定型		計
	自社	業	自社	業	
施設数	1	2	4	1 8	2 5
残余容量m ³ (平成12年3月末現在)	2,100	145,000	11,715	731,574	890,389

6. 公共関与による処理事業の概要

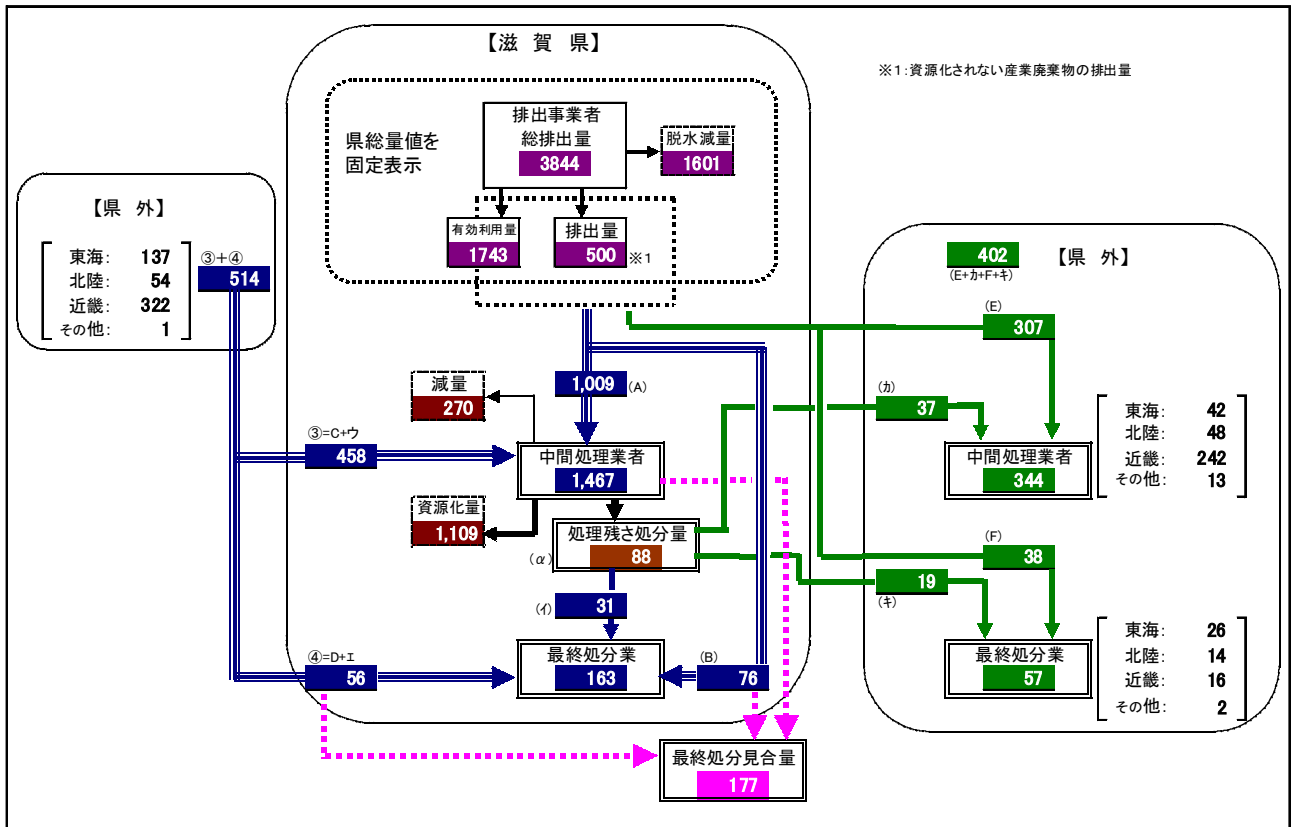
県内で産業廃棄物の処理に関し、公共が関与して処理事業を行っているのは、次の2団体です。

- ① 事業主体の名称；財団法人 滋賀県環境事業公社
(平成14年11月 廃棄物処理センター指定)
所在地；大津市松本1丁目2番1号
設立年月；昭和57年12月
事業開始；平成元年7月
事業内容；管理型処分場（平成10年3月埋立終了）
現在、次期管理型処分場の整備に向けて準備中。

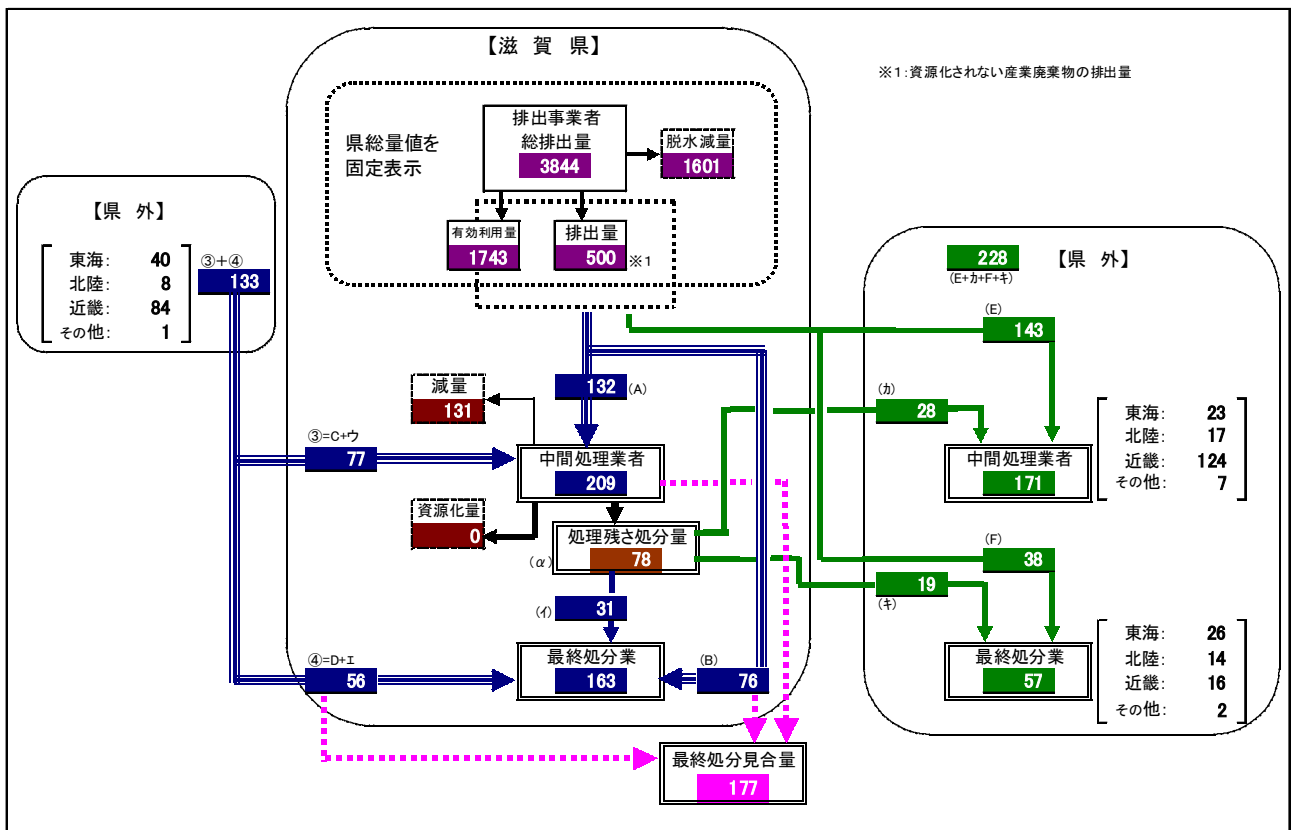
- ② 事業主体の名称；財団法人 大津市産業廃棄物処理公社
所在地；大津市御陵町3番1号
設立年月；昭和53年7月
事業開始；昭和58年12月
事業内容；焼却施設、破碎施設、管理型処分場

7. 県外との流出入の状況（平成12年度）（滋賀にふさわしい新税創設懇話会提言書・抜粋）

(1) 全ての産業廃棄物の処理フロー（単位：千 t）



(2) 資源化されない産業廃棄物の処理フロー（単位：千 t）



8. 産業廃棄物の将来予測

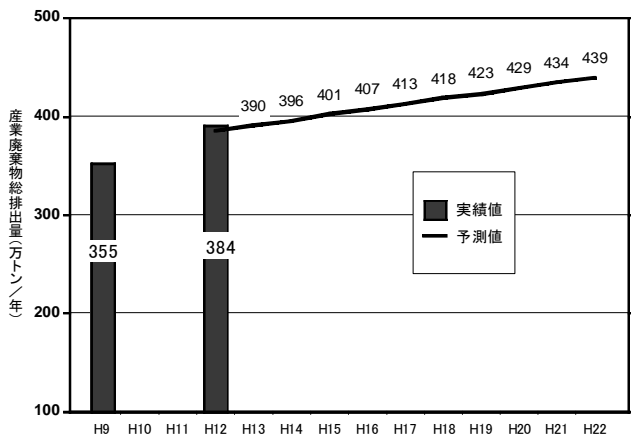
(1) 産業廃棄物の総排出量の将来予測

本県の過去からの各業種別の活動量指標の傾向から、将来の産業廃棄物総排出量を予測したものが図7です。

第4次滋賀県産業廃棄物処理基本計画での予測値に対して、平成12年度実績値が高い結果となりましたが、これは、下水道汚泥や建設系廃棄物の増加が平成9年度時点の予測より、やや高めに推移したためです。

平成12年度実績を踏まえ、今後、この活動量指標の動向と同様に推移すると、産業廃棄物総排出量は、平成17年度で平成12年度の7%増の413万トン、平成22年度で同14%増の439万トンになるものと予測されます。

図7 産業廃棄物総排出量の将来予測

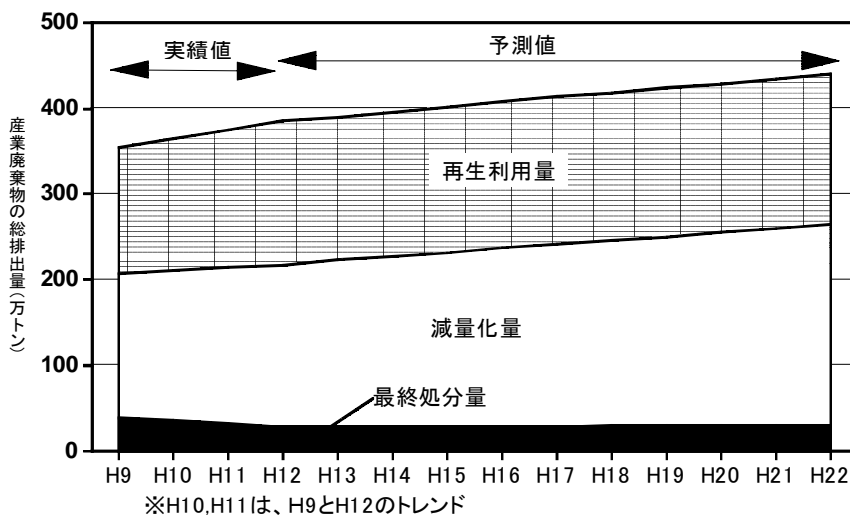


※2：活動量指標とは、建設業：元請完成工事高、製造業：製造品出荷額、上水道業：給水量、下水道業：処理水量、農業：飼養頭羽数、その他：従業者数等

(2) 産業廃棄物の処理量の将来予測

(1)の将来の産業廃棄物の総排出量を基に、将来の処理・処分量を予測すると図8のとおりとなります。

図8 産業廃棄物の処理量の予測



各業種別・廃棄物の種類別に現状の処理率が将来も固定と仮定して、予測しています。

「滋賀県廃棄物処理計画」の目標値（平成14年3月策定）

本県の環境総合計画及び第4次県産業廃棄物処理基本計画では、「資源化されない産業廃棄物の排出量」を平成9年度実績を基準として、平成22年度には1/2とする目標値を定めています。また、最終処分量についても、国の基本方針および第4次基本計画で同様に平成22年度までに1/2とする目標値を定めています。

平成12年度値を基に、これらの定義に当てはめると図9のとおりです。

産業廃棄物について、今後も、これらの処理の目標値を継続することとします。

図9 産業廃棄物の処理目標値の概念図

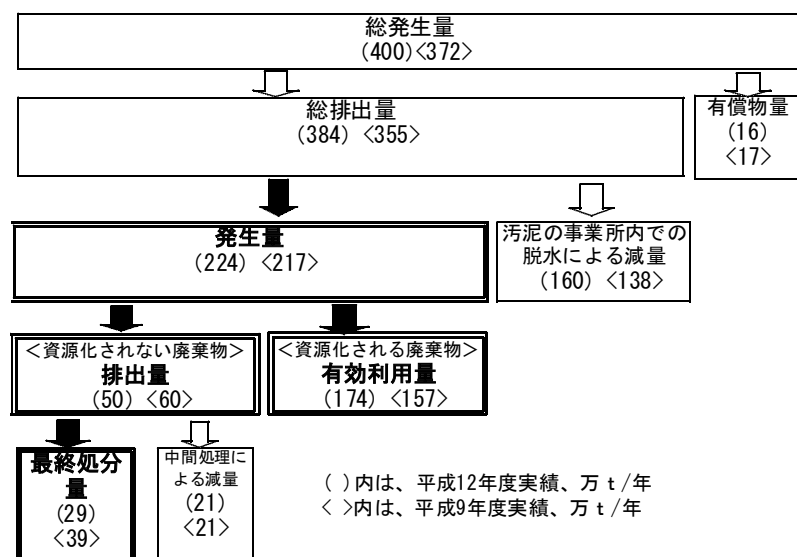


表8 産業廃棄物処理の目標値（単位；万トン/年）

		平成9年	平成12年	平成15年	平成17年 目標値	平成22年 長期目標値
総排出量 ^{※1}	目標値	355	357	363	364	365
	実績値	355	384	—	—	—
発生量 ^{※2}	目標値	217	214	210	208	204
	実績値	217	224	—	—	—
排出量 ^{※3}	目標値	60	53	45	41	30
	実績値	60	50	—	—	—
リサイクル率 ^{※4} %	目標値	72%	75%	79%	81%	85%
	実績値	72%	78%	—	—	—
最終処分量 ^{※5}	目標値	39	34	29	26	19
	実績値	39	29	—	—	—

※1：総排出量＝実際の全排出量

多量排出事業者の該非に関する排出量数値は、この数値となります。

※2：発生量＝総排出量のうち、汚泥を脱水後量にした量

※3：排出量＝「発生量－資源化された量」（資源化されない産業廃棄物の排出量）

※4：リサイクル率＝「有効利用量÷発生量×100%」

※5：最終処分量＝実際に最終処分される量

産業廃棄物税に係る検討経緯

- 平成12年11月 第1回日本まんなか共和国（福井県、岐阜県、三重県、滋賀県）
知事サミット開催
・産業廃棄物税の情報交換等につき合意
- 平成13年7月～翌年5月 産業廃棄物税に関する庁内検討会
- 平成14年3月 「滋賀県廃棄物処理計画」策定
・平成9年度の「資源化されない排出量」や「最終処分量」を
平成22年度に1／2とすることなどを設定
- 平成14年7月 「滋賀にふさわしい新税創設懇話会」設置
・産業廃棄物税について、排出事業者申告納付方式（A案）
および最終処分場での特別徴収方式（B案）について審議
- 平成14年10月 同懇話会より知事へ提言
・「排出事業者の申告納付方式が望ましい」との提言
- 平成14年12月まで 排出事業者等への説明
- 平成15年2月 2月県議会へ「滋賀県産業廃棄物税条例案」を上程
- 平成15年3月 同条例案可決成立

「産業廃棄物に関する税」モデル案

区 分	排出事業者等課税 (A案)																				
考え方	共通	資源循環型社会の構築の一環として、課税自主権の拡大を機に新税を創																			
	個別	産業廃棄物中の資源化されない廃棄物の排出抑制を特に図るため、排出事業者に納税義務を発生させその責任を直接問うことにします。																			
税収の用途	「環境こだわり県」にふさわしい産業廃棄物処理に関わる取り																				
納税義務者	排出事業者(県内外)・中間処理業者(県外)																				
課税客体	産 業 廃 棄 物 の 県 内																				
納税方法	申 告 納 付																				
仕 組 み	<div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">(県内外)排出事業者 納税義務者</p> <p>非課税 → リサイクル施設</p> <p>↓ (課税) (県外)排出事業者</p> <p>↓ (課税) (県外)中間処理業者 納税義務者</p> <p>↓ (課税) (県内)中間処理施設</p> <p>↓ (課税) (県内)最終処分業者</p> <p>0.1~1.0 (係数処理)</p> <p>非課税</p> <p>参考</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>納税義務者数</th> <th>課税割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免税点(有・年間1000トン)</td> <td>3 3 社</td> <td>49%</td> </tr> <tr> <td>免税点(有・年間 500トン)</td> <td>6 4 社</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>免税点(有・年間 300トン)</td> <td>9 4 社</td> <td>68%</td> </tr> <tr> <td>免税点(有・年間 100トン)</td> <td>2 3 7 社</td> <td>82%</td> </tr> <tr> <td>免税点(無)</td> <td>数万者</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> </div>			区 分	納税義務者数	課税割合	免税点(有・年間1000トン)	3 3 社	49%	免税点(有・年間 500トン)	6 4 社	62%	免税点(有・年間 300トン)	9 4 社	68%	免税点(有・年間 100トン)	2 3 7 社	82%	免税点(無)	数万者	100%
区 分	納税義務者数	課税割合																			
免税点(有・年間1000トン)	3 3 社	49%																			
免税点(有・年間 500トン)	6 4 社	62%																			
免税点(有・年間 300トン)	9 4 社	68%																			
免税点(有・年間 100トン)	2 3 7 社	82%																			
免税点(無)	数万者	100%																			
免 税 点	無	有																			
	搬入量の全てに課税	一定の搬入量で裾切																			
税 収 規 模	1 億 7 7 百 万 円	年間 1 0 0 0 トン未満についても裾切り値を検討	(年間1000トン) 8 千 6 百 万 円																		
○課税標準	最 終 処																				
○税 率	1 0 0 0																				

(注) 数値は、平成12年度の産業廃棄物処理実績に基づいて算定したものです。

(滋賀にふさわしい新税創設懇話会提言書・抜粋)

最終処分場搬入課税 (B案)

設し産業廃棄物の排出抑制やリサイクル促進、減量化などを一層目指します。

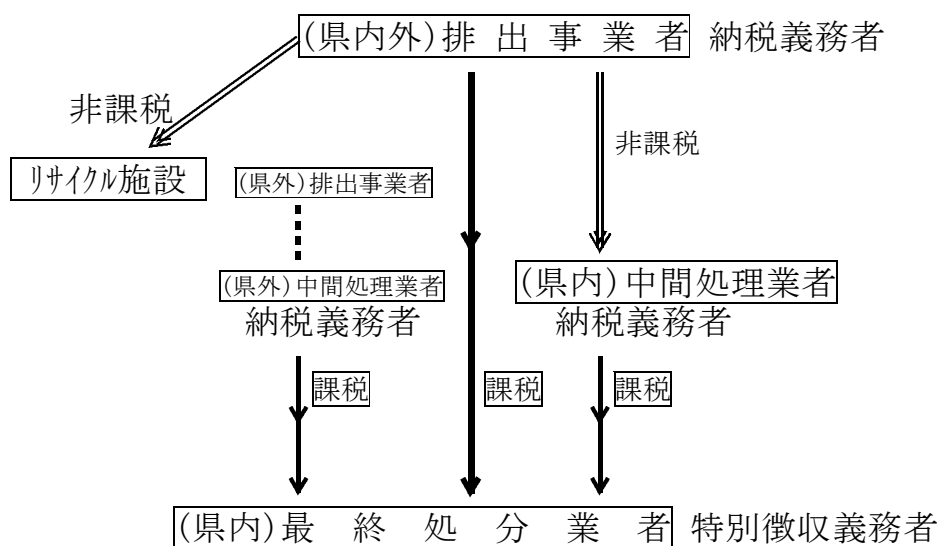
産業廃棄物のリサイクル促進を特に図るため、中間処理業者にも納税義務を発生させることにします。

組みに税収を充てます。

排出事業者・中間処理業者(県内外)

施設等への搬入行為

特別徴収



参考

区分	納税義務者数	特別徴収義務者	カバー率
免税点(無)	数万者	約20者	100%

有

無

搬入量の全てに課税

1億63百万円

分重量

円/t

滋賀県産業廃棄物税条例について

課税団体名	滋 賀 県		
税 目	産業廃棄物税	徴収方法	申告納付(第12条関係)
課 税 客 体	中間処理施設または最終処分場への産業廃棄物の搬入 (第4条関係)		
税 収 の 使 途	産業廃棄物の発生抑制および再利用その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てる(第2条関係)		
課 税 標 準	産業廃棄物の搬入重量(t)(第8条関係)		
納 税 義 務 者	排出事業者(県外の間接処理業者を含む)(第4条関係)		
税 率	1トンにつき 1,000円(第10条関係)		
収 入 見 込 額	(平年度) 約98,000千円		
非 課 税 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排出事業者自らによる処理(第5条第1号関係) ○ 二重負担調整に係る搬入(第5条第2号～第4号関係) ○ 再生施設への搬入(第5条第5号関係) ○ 免税点:年間500トン以下の搬入(第11条関係) 		
徴税費用見込額	(平年度) 30,000千円		
課税を行う期間	なし(条例施行後、5年を目途に必要な応じて見直しを行う)		

滋賀県産業廃棄物税条例をここに公布する。

平成15年3月20日

滋賀県知事 國 松 善 次

滋賀県条例第6号

滋賀県産業廃棄物税条例

(趣旨)

第1条 この条例は、産業廃棄物税について、課税の対象、納税義務者、課税標準その他の必要な事項を定めるものとする。

(課税の根拠)

第2条 県は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第4条第6項の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 最終処分場 産業廃棄物の埋立処分または最終処分たる再生の用に供される施設をいう。
- (3) 中間処理施設 中間処理(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中における産業廃棄物の処分をいう。以下同じ。)の用に供される施設をいう。

(納税義務者等)

第4条 産業廃棄物税は、事務所または事業所ごとに、県内に所在する中間処理施設(以下「県内中間処理施設」という。)または県内に所在する最終処分場(以下「県内最終処分場」という。)への産業廃棄物の処分のための搬入に対し、当該産業廃棄物を排出する事業者(中間処理を行う事業者を含む。以下同じ。)に課する。

(課税免除)

第5条 次に掲げる産業廃棄物の搬入に対しては、産業廃棄物税を免除する。

- (1) 産業廃棄物を排出する事業者(以下「排出事業者」という。)が当該産業廃棄物を自ら県内中間処理施設において処分するための搬入
 - (2) 県内中間処理施設において排出事業者の委託により処分された後の産業廃棄物の搬入
 - (3) 産業廃棄物が県内中間処理施設へ搬入された後において、当該産業廃棄物が産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して地方税を課する県外の地方公共団体として規則で定めるもの(以下「課税地方公共団体」という。)の区域内に所在する最終処分場へ搬入された場合における当該県内中間処理施設への搬入
 - (4) 産業廃棄物の中間処理施設への搬入に対して地方税を課する県外の地方公共団体として規則で定めるものの区域内に所在する中間処理施設において処分された産業廃棄物が県内中間処理施設に搬入された後において、課税地方公共団体以外の県外の地方公共団体の区域に所在する最終処分場へ搬入された場合における当該県内中間処理施設への搬入
 - (5) 県内中間処理施設または県内最終処分場のうち、再生の用に供される施設で規則で定めるものへの搬入
- 2 前項第3号から第5号までの規定は、排出事業者が、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の搬入がこれらの規定に掲げる搬入に該当することを証するに足りる書類を知事に提出しない場合には、適用しない。

(納税管理人)

- 第6条 産業廃棄物税の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所または事業所（以下「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、または県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてこれを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、または変更しようとする場合においても、同様とする。
- 2 前項の規定により申告し、または承認を受けた事項に異動を生じた場合には、当該異動を生じた日から10日以内に知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る産業廃棄物税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

- 第7条 前条第3項の認定を受けていない産業廃棄物税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。
- 2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(課税標準)

- 第8条 産業廃棄物税の課税標準は、次に掲げる重量とする。
- (1) 県内最終処分場への産業廃棄物の搬入にあつては、当該産業廃棄物の重量
- (2) 県内中間処理施設への産業廃棄物の搬入にあつては、当該産業廃棄物の重量に、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、当該右欄に定める処理係数を乗じて得た重量

施設 の 区 分	処理係数
(1) 焼却施設または脱水施設	0.1
(2) 乾燥施設	0.3
(3) 熱分解施設または発酵施設	0.6
(4) 油水分離施設	0.9
(5) 前4項に掲げる施設以外の中間処理施設	1.0

- 2 前項に規定する搬入に係る産業廃棄物について、重量の計測が困難な場合であつて規則で定める要件に該当するときは、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(課税標準の特例)

- 第9条 前条第1項第2号の規定により算出した重量が当該県内中間処理施設において処分された後の産業廃棄物の重量を超える場合における課税標準は、排出事業者の申出に基づき知事が適当であると認めたときに限り、当該処分された後の産業廃棄物の重量とする。

(税率)

- 第10条 産業廃棄物税の税率は、1トンにつき1,000円とする。

(免税点)

第11条 事務所または事業所ごとの各年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）における県内中間処理施設または県内最終処分場への搬入に係る産業廃棄物税の課税標準となるべき重量の合計（以下「課税標準量」という。）が500トン以下である場合においては、産業廃棄物税を課さない。

(徴収の方法)

第12条 産業廃棄物税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続)

第13条 産業廃棄物税の納税義務者は、当該年度における産業廃棄物税の課税標準量および税額その他必要な事項を記載した申告書を翌年度の7月31日まで（年度の途中において事務所または事業所を廃止した場合にあっては、当該事務所または事業所の廃止の日から4月以内）に知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付しなければならない。

(期限後申告等)

第14条 前条の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第733条の16第4項の規定による決定の通知を受けるまでは、前条の規定により申告書を提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付することができる。

2 前条または前項もしくはこの項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準量または税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(不足税額等の納付)

第15条 産業廃棄物税の納税義務者は、産業廃棄物税に係る法第733条の16第4項の規定による更正もしくは決定の通知、法第733条の18第5項の規定による過少申告加算金額もしくは不申告加算金額の決定の通知または法第733条の19第4項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、納付書によって納付しなければならない。

(賦課徴収)

第16条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令および滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第2号中「入猟税」とあるのは

「入猟税

と、同条例第4条第2項中「および県たばこ税」とあるのは「、県たばこ税

産業廃棄物税」

および産業廃棄物税」と、同条例第7条第2項第2号中「所在地」とあるのは「所在地（産業廃棄物税にあつては、滋賀県産業廃棄物税条例（平成15年滋賀県条例第6号）第4条に規定する産業廃棄物の搬入に係る県内中間処理施設または県内最終処分場の所在地）」とする。

(産業廃棄物税の使途)

第17条 知事は、県に納付された産業廃棄物税額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の発生抑制、再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行う産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物税について適用する。
- 2 この条例の施行の日の属する年度における第11条の規定の適用については、同条中「4月1日から翌年の3月31日まで」とあるのは、「この条例の施行の日から同日以後の最初の3月31日まで」とする。
- 3 知事は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。